

地球環境を 守るために私たちが できていること

近年、人類の活動範囲・規模・種類の拡大にともない、
気候変動、オゾン層破壊、
生物多様性の損失等の地球環境問題が顕在化し、
地球と人類に対する脅威となっています。

これらの問題は一国のみでの対応が困難であり、
国境を越えた共同の取り組みが必要なのです。

地球環境問題は、経済活動をはじめとする人間の営みと密接な関係にあるため、
取り組みの内容や程度をめぐって各国の意見が異なることも少なくありません。

こうした立場の違いをのりこえ、

地球環境の保護と資源の持続可能な利用といった

国際社会に共通の課題に対処するために、

様々な環境条約がつくられ、国際的な努力が続けられています。

このような状況の中で、日本も地球環境問題を外交の重要分野と位置づけ、
国際社会において国内での経験を生かした様々な提案を行うなど
積極的な取り組みを行っています。



CONTENTS

日本の取り組み

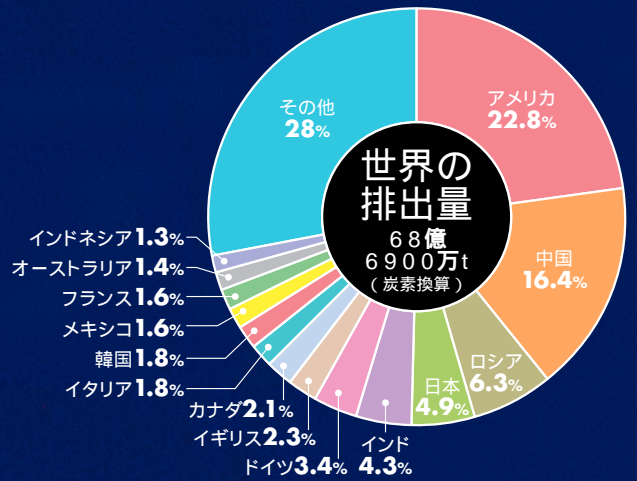
- 持続可能な開発 3
- 循環型社会の構築 3
- 地球温暖化への取り組み 4

主な国際環境条約・機関および国際的枠組

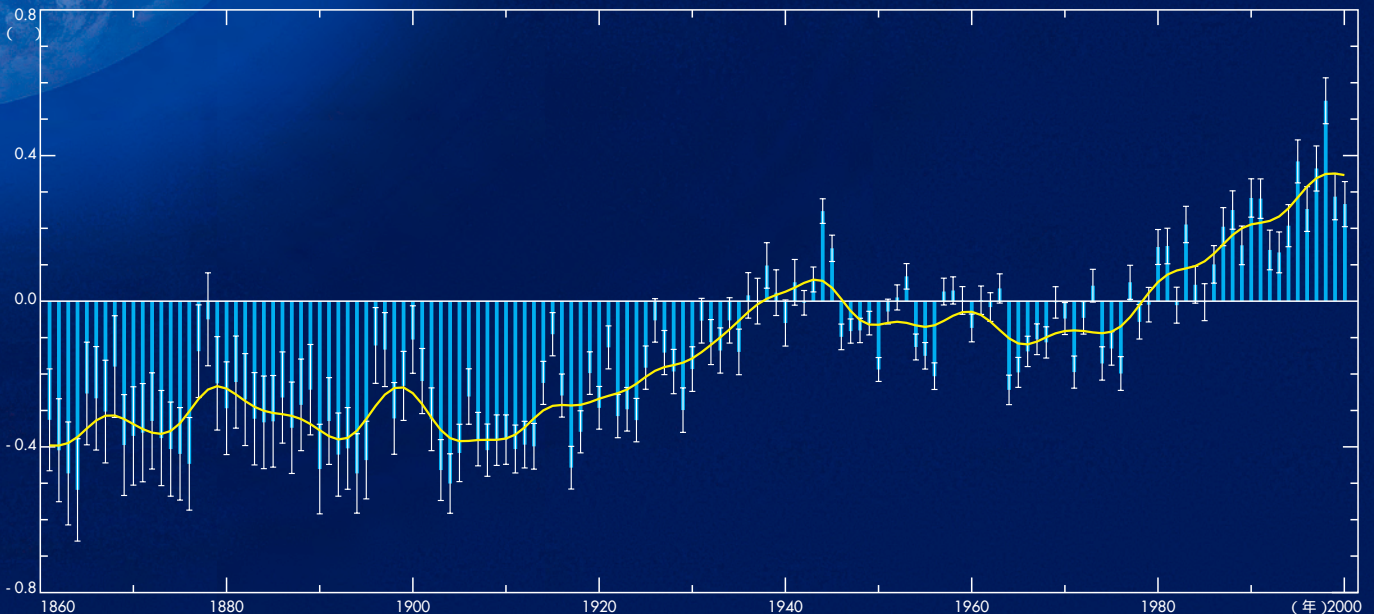
- 地球温暖化・砂漠化 5
- 森林保全・違法伐採対策 6
- 生物多様性・動植物の保護 7
- オゾン層保護 8
- 南極 8
- 廃棄物・化学物質 9
- アジアにおける取り組み 10
- 国際機関や基金の活動支援 10
- 今後の課題 裏表紙
- リンク 裏表紙



■ 二酸化炭素の国別排出量 (2003年)
資料提供: (財)省エネルギーセンター



■ 世界の平均気温の変化 (1961年から1990年の平均気温との差)
出典: IPCC第3次評価報告書



地球環境問題に対する

私たちの知恵と行動で地球環境を守り、

持続可能

「持続可能な開発」とは

「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことをいいます。環境と開発は、互いに反するものではなく共存しあえるものとしてとらえ、環境保全に考慮した節度ある開発が重要であるという考え方です。日本は、この持続可能な開発を世界的に実現するために様々な取り組みを行っています。

国連における持続可能な開発への取り組み 持続可能な開発委員会 (CSD)

1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議 (UNCED、地球サミット)において、環境分野における国際的な取り組みに関する行動計画として、「アジェンダ21」が採択されました。これを受けて国連にCSDが設立され、日本もメンバー国として参加し、毎年特定の分野にしばって持続可能な開発の実現へ向けた議論を行っています。

ミレニアム開発目標 (MDGs)

国連は、MDGsという2015年までに国際社会が達成すべき8つの目標を提示しています。環境の持続可能性の確保も目標7として含まれており、日本はMDGsの達成に向けた取り組みを積極的に行っています。

国連持続可能な開発のための教育の10年 (DESD)

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD、ヨハネスブルグ・サミット)において日本が提案したDESDは、2005年1月から開始されました。「持続可能な開発」は、経済開発、社会開発、環境保全の3つからなり、そのための教育は環境教育のみならず、基礎教育、人権教育、平和教育、保健教育など広範囲にわたります。

各国は2014年12月までの10年間に、DESDの理念としてあげられる「あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の肯定的な変革のために求められる価値観、行動、およびライフスタイルを学ぶ世界」の形成に向けて取り組むことが期待されています。

アジア協力対話 (ACD) で「環境教育推進対話」

日本は、DESDの推進を念頭にアジア諸国から政府関係者やNGOなどを集めて、2004年から毎年アジア協力対話 (ACD) の枠組みで「環境教育推進対話」を開催しています。

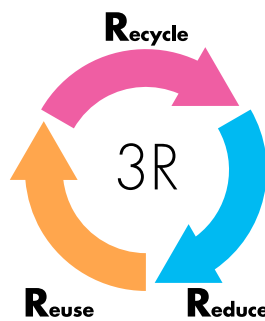


循環型社会の構築

「3R」をご存知ですか？

3R (スリーアール) とは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくために日本が提案しているキーワードです。

- Reduce (リデュース) … 廃棄物を減らす
- Reuse (リユース) … 再使用
- Recycle (リサイクル) … 再生利用



日本は2004年のG8シーアイランド・サミットで、3Rの推進を通じた地球規模での循環型社会の構築を推進することを提案し、合意されました。

これを受けて、2005年4月に東京で「3Rイニシアティブ閣僚会合」を開催し、具体的に取り組むべき事項として、①3Rの推進、②物品等の国際流通に対する障壁の低減、③様々な関係者間の協力、④科学技術の推進、⑤途上国との協力について、省エネルギー・省資源という観点からも日本語の「もったいない」の精神にのっとった3Rの重要性が認識されました。

日本の「ゴミゼロ国際化行動計画」

① ゴミゼロ社会を国内で実現し、その経験を世界へ発信

② 開発途上国のゴミゼロ化を支援

③ ゴミゼロ社会を世界に広げるための国際協調を推進

- 様々な国々・機関と連携してゴミゼロ化政策を展開
- アジアにおけるゴミゼロ化のための知識・基盤・技術・基盤を強化
- 情報発信・ネットワーク化を通じてゴミゼロ化のための行動を促進

MOTTAINAI (もったいない)

2004年ノーベル平和賞受賞者であるケニア環境副大臣のワンガリ・マータイさんは、「もったいない」という日本語を知って感銘を受け、3Rと結びつけ世界に広めることを決意。また、2005年国連「女性の地位委員会」で「3Rにリペア (修理) を加えた4R運動で持続可能な開発を実現して、限りある資源を有効に活用すべき」と訴えました。

日本の指針と取り組み

豊かな未来をつくっていきましょう

な開発

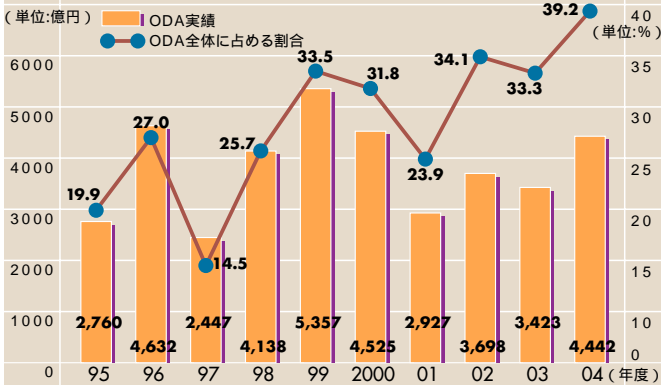
環境ODA政策

政府は、「政府開発援助（ODA）大綱」および「政府開発援助に関する中期政策」において、環境問題をふくむ地球規模の問題への取り組みを重点課題の一つに位置づけています。また、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」と温暖化対策途上国を支援する「京都イニシアティブ」にもとづき、具体的な環境ODAを実施しています。

環境に配慮したODA

環境と開発の両立には、環境分野の協力（環境ODA）に加え、開発にともなう環境への影響を最小限にとどめることが重要です。日本はODA事業の実施プロセスに環境配慮を組み入れ、JICA（国際協力機構）およびJBIC（国際協力銀行）はこのための環境社会配慮ガイドラインを作成し、環境配慮の徹底に努めています。

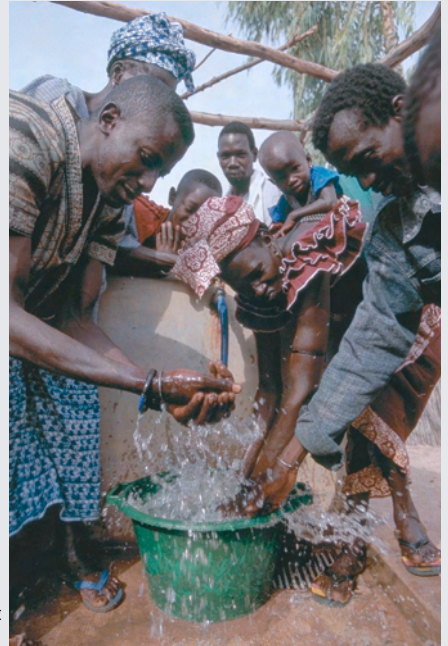
環境分野における、日本のODAの実績とODA全体に占める割合



水と衛生に関する拡大 パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI)

水は、持続可能な開発を実現するために極めて重要な役割を果たしています。日本は、2006年3月にメキシコで開催された第4回世界水フォーラムにおいて、人間の生命の維持、経済活動や生態系の保全に不可欠な水に焦点をあて、様々な関係者との連携を強化・拡大し、以下の基本方針のもと、包括的な取り組みを行う新たなODA政策を打ち出しました。

- 水利用の持続可能性の追求
- 人間の安全保障の視点の重視
- 能力開発の重視
- 分野横断的な取組による相乗効果の追求
- 現地の状況と適正技術への配慮



安全な水の供給に喜ぶ人々（セネガル）

地球温暖化への取り組み

世界全体での温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあります。すべての国がその能力に応じて排出削減に取り組むとともに、主要排出国による最大限の削減のための枠組みを構築することが重要です。日本は「気候変動枠組条約締約国会議」「京都議定書締約国会合」をはじめとし、2002年以降東京で開催している「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合をふくめ、あらゆる場を通じて共通のルールづくりへ向け積極的に各国に働きかけています。また、京都議定書上の義務である温室効果ガスの6%削減を達成するため、2005年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」の実施に官民をあげて取り組んでいます。

京都議定書目標達成計画における 温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

区分	目標	
	2010年度排出量 (百万t-CO ₂)	1990年度比 (基準年総排出量比)
①エネルギー起源CO ₂	1,05	+0.6%
②非エネルギー起源CO ₂	70	▲0.3%
③メタン	20	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%
森林吸収源	▲48	▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%※
合計	1,16	▲6.0%

※削減目標(▲6.0%)と国内対策(排出削減、吸収源対策)の差分

主要な国際環境条約・枠組 および国際的枠組

地球規模の様々な環境問題に対処するために、
これまでにいくつもの国際環境条約や国際機関、国際的枠組がつくられてきました。
日本もこのような取り組みに積極的に参加し、
国際的なルールの策定や協力関係の構築に努めてきました。
現在では、個々の条約間相互の連携や、
各国が国際的なルールをいかに国内で着実に実施していくかが注目されています。

地球温暖化・砂漠化

アジアをふくむ全世界に影響を与える問題です

気候変動枠組条約 (UNFCCC)

大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の増大は地球を温暖化させ、自然の生態系などに悪影響をおよぼすことが懸念されています。これを受け、大気中の温室効果ガスの濃度を安定させることを目的として、1992年の地球環境サミットで採択された気候変動に関する条約です。1994年に発効しました。

京都議定書

気候変動枠組条約の排出削減約束を強化するため、1997年12月11日、条約の締約国会議の第3回会合(京都)で採択された議定書です。先進国および市場経済移行国が二酸化炭素などの排出量を2008年～12年に1990年の水準から最低5%(日本は6%)削減することなどを定め

ています。2004年11月、ロシアが批准したことで、2005年2月16日に発効しました。

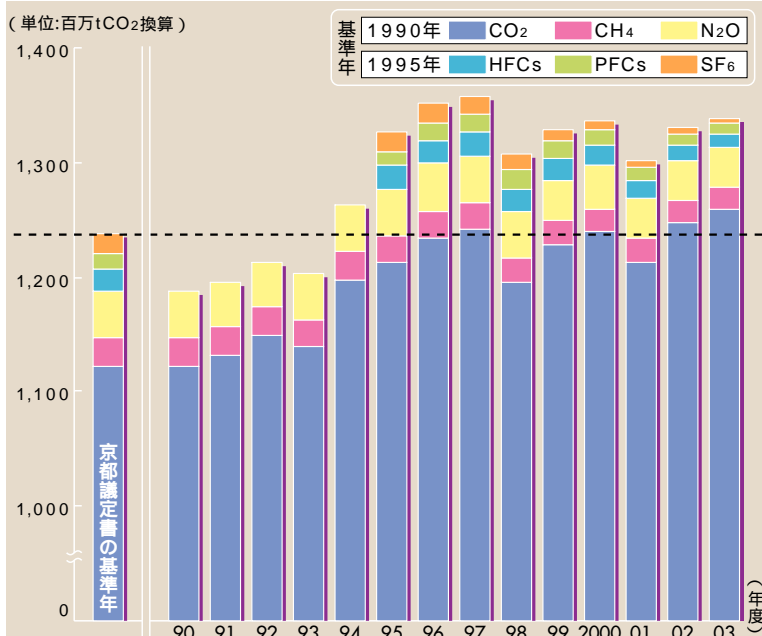
砂漠化対処条約 (UNCCD)

深刻な干ばつや砂漠化に直面する国(特にアフリカ)が砂漠化に対処するために、国家行動計画を作成し実施すること、またそのような取り組みを先進締約国、国際機関などが支援することについて規定した条約です。1996年に発効しました。

日本はこれまでも、政府開発援助(ODA)などによる様々な砂漠化対処支援策を行ってきました。例えば身近なところでは、日本に飛来する黄沙対策などがあげられます。

日本の二酸化炭素排出量の推移(2003年)

出典:環境省(2005)



地球温暖化は様々な形で現れる / 気候変動



砂漠化



魚やカニ、エビ、鳥などが生息し、豊かな生態系を形成するマングローブ林



森林保全・違法伐採対策

木材生産国、消費国双方の取り組みが必要です

森林は地球環境の保全と経済社会の発展に重要な役割を担っていますが、熱帯林を中心として急速な減少・劣化が進んでいます。

違法伐採対策

深刻な森林破壊を招く人為的な原因の一つとして、違法伐採があげられます。違法伐採は、一般的にそれぞれの国の法律に反して行われる伐採をさすものです。日本は「違法に伐採された木材は使用すべきでない」という基本的考えにもとづき、二国間・多国間での協力、G8サミット、また国際熱帯木材機関や、アジア森林パートナーシップなどの協議の場において、違法伐採対策をふくむ持続可能な森林経営への取り組みを推進しています。特にインドネシアとの間では、アクションプランを策定し、具体的な対策を協力して行っています。

国際熱帯木材機関 (ITTO)

熱帯林保有国の環境保全と熱帯木材貿易の促進を両立させ、開発途上国の経済的発展に寄与することを目的として、1986年に設立された国際機関です。その本部は横浜市に置かれています。

アジア森林パートナーシップ (AFP)

アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、アジア諸国 (主にASEAN)、援助国・国際機関およびNGOなどが違法伐採対策、森林火災予防、荒廃地の復旧 (植林) などの活動を通じて協力していくためのパートナーシップのことです。2002年8月のヨハネスブルグ・サミットで正式に発足し、それ以後協議を重ねています。

違法に伐採された山林



提供: ITTO

■森林減少国・増加国上位10カ国(2000～2005年/年平均)

森林減少国			森林増加国		
1位	ブラジル	▲310万ha	1位	中国	406万ha
2位	インドネシア	▲187万ha	2位	スペイン	30万ha
3位	スーダン	▲59万ha	3位	ベトナム	24万ha
4位	ミャンマー	▲47万ha	4位	米国	16万ha
5位	ザンビア	▲45万ha	5位	イタリア	11万ha
6位	タンザニア	▲41万ha	6位	チリ	6万ha
7位	ナイジェリア	▲41万ha	7位	キューバ	6万ha
8位	コンゴ(民)	▲32万ha	8位	ブルガリア	5万ha
9位	ジンバブエ	▲31万ha	9位	フランス	4万ha
10位	ベネズエラ	▲29万ha	10位	ポルトガル	4万ha

出典: FAO Global Forest Resources Assessment 2005

生物多様性・動植物の保護

絶滅のおそれのある種を保護し、豊かな生態系を守ります

私たちは、多種多様な動植物とともに地球上で生活しています。豊かな生態系を地球規模で保全しながら、持続可能な利用を行っていくことが必要です。

生物多様性条約 (CBD)

1992年の地球サミットで成立した「生物の多様性に関する条約」は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、生物資源の持続可能な利用を行うこと、そして遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的としています。1993年に発効しました。

カルタヘナ議定書

生物多様性条約の「カルタヘナ議定書」は、特に国境を越える移動に焦点をあわせ、生物の多様性の保全と持続可能な利用に悪影響をおよぼす可能性のある遺伝子組み換え生物など (LMO) の安全な移送、適正な取扱いなどについて定めています。2000年に採択、2003年に発効しました。

国際自然保護連合 (IUCN)

自然や天然資源の保全に関わる国、政府機関、非政府機関の連合体が国際自然保護連合です。地球規模での野生生物の保護、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援などを実施しています。

ワシントン条約 (CITES)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約「ワシントン条約」は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的として、1973年に採択されました。

日本は、原則商業取引が禁止される種とされているクジラ7種について、持続可能な利用 (捕鯨) が可能であり、絶滅のおそれについて科学的根拠がないため留保しています。

ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息・生育する動植物を保全し、湿地の適正な利用を進めることを目的として、1971年に採択されました。日本は釧路湿原をはじめ国内33カ所を条約湿地として指定するとともに、アジア地域を中心に湿地回復プログラムや人材育成、広報・普及・啓発活動を支援しています。

象牙の国際取引はワシントン条約で規制されている



釧路湿原はタンチョウヅルの生息地でもある



ラムサール条約に指定されている釧路湿原



オゾン層保護

オゾン層を保護し、紫外線から人体や生態系を守ります

地球をとりまくオゾン層は、有害な紫外線を吸収し、人体や生態系を守っています。ところが、このオゾン層が減少し、上空のオゾン量が極端に低くなっている「オゾンホール」が発見されました。これは、フロン類をはじめとするオゾン層破壊物質による影響といわれ、国際的な対策を講じる必要から1985年に「ウィーン条約」、1987年に「モントリオール議定書」が締結されました。日本は、これらの国際機関を通じオゾン層保護のための技術と経験を持つ先進国として積極的な協力を行っています。

ウィーン条約

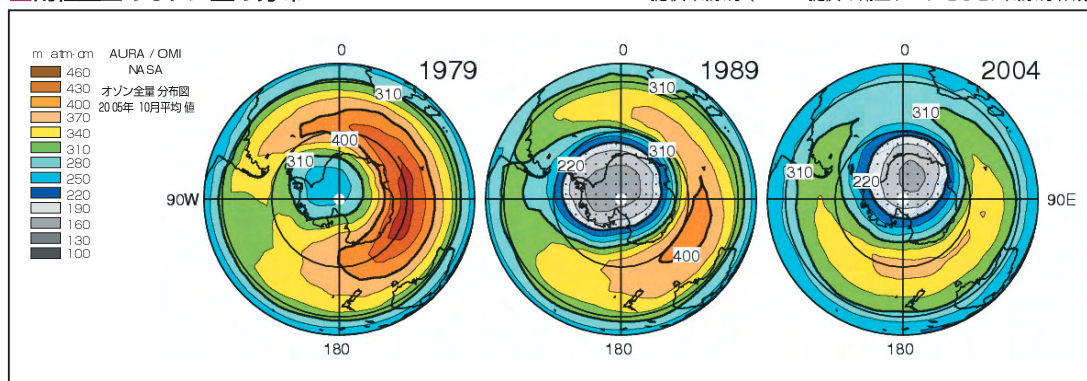
オゾン層保護のための研究、観測などの国際的な協力と法律、科学技術などに関する情報交換などを規定しています。

モントリオール議定書

オゾン層を破壊する物質の規定とその全廃スケジュールを設定し、非締約国との貿易規制などを規定しています。

南極上空のオゾン量の分布

提供: 気象庁 (NASA提供の衛星データをもとに気象庁作成)



南極

地球環境を映す鏡、貴重な南極の環境を守ります

南極は人間活動の影響がもっとも少ないことから、人の営みと地球環境の変動との関係を解明する上で非常に貴重な地域です。そのような南極地域の環境を保護するため、1961年に「南極条約」、1998年に「環境保護に関する南極条約議定書」を締結し、国際的な取り組みを行っています。

南極条約

南極地域における平和の維持、科学的調査の自由保障とそのための国際協力、軍事利用の禁止、領土権主張の凍結、環境保全と生物資源の保護などを定めています。現在の締約国数は45カ国です。

環境保護に関する南極条約議定書

南極の環境と生態系を包括的に保護することを目的とし、鉱物資源活動の禁止、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分・管理、海洋汚染の防止、南極特別保護地区などについて規定しています。締約国数は32カ国です。

昭和基地管理棟周辺の様子

提供: 国立極地研究所



廃棄物・化学物質

有害な廃棄物や化学物質の適正な管理が必要です

有害な廃棄物や化学物質による環境汚染は人の健康や生態系へ悪影響をおよぼします。日本は各国と協力・情報交換を行うことで、これら悪影響を最小限にとどめる努力をしています。

バーゼル条約

有害廃棄物を処分するときに生ずる悪影響から、人の健康と環境を保護することを目的とし、①有害廃棄物の越境移動に際しては事前通告の上、輸入国の同意を得ること ②輸出された廃棄物の移動が契約通りに完了できない場合、輸出国が引き取りを含む適当な措置を執ること ③有害廃棄物等を非締約国に輸出し又は非締約国から輸入することを禁止すること、などについて定めています。

近年は、E-Waste（電機電子機器廃棄物）対策が国際的に求められており、日本はバーゼル条約事務局による「アジア太平洋地域におけるE-Wasteの環境上適正な管理プロジェクト」に積極的に貢献しています。

ロッテルダム条約（PIC条約）

特定の有害化学物質の国際貿易上の責任や努力の促進を目的とし、①各締約国が当該物質の輸入意思を定め、その国への当該物質の輸出は

その輸入意思に基づき事前の同意を得た上で行うこと ②自国内で使用が厳しく規制された化学物質を輸出する場合には、輸入国に対しその危険性等の情報を通報すること、などについて定めています。なお、アスベストもこの条約の対象物質で、各締約国は輸入意思や危険性情報の通報をする義務があります。

ストックホルム条約（POPs条約）

毒性が強く、難分解性、生物蓄積性、越境移動の可能性を有する化学物質（残留性有機汚染物質：POPs）から人の健康と環境を保護することを目的とし、POPsのうち①PCB、DDT等10物質の製造・使用・輸出入の禁止或いは制限、②非意図的に生成されるダイオキシン等4物質の削減等による廃棄物などの適正管理などについて定めています。日本はPOPs検討委員会のアジア地域のメンバーとして、専門的知見を提供しています。

有害廃棄物の検査のために税関で止められたドラム缶

提供：環境省



化学物質濃縮度試験装置（POPsの含有量の調査）



提供：株式会社三菱化学安全科学研究所

アジアにおける取り組み

近隣国と協力してアジア地域の環境を守ります

アジア、特に日本が位置する東アジアの環境保全と、循環型社会の構築をふくむ持続可能な開発の実現は、日本にとって極めて重要です。日本はこの地域における様々な環境問題の解決へ向けて、関係国と協力して積極的な取り組みを行っています。

北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)

北西太平洋地域(日本海および黄海)の閉鎖性水域の海洋汚染の管理、海洋および沿岸域の資源の管理を目的として、1994年に日本・韓国・中国・ロシアの4カ国間協力のもと採択されました。富山と釜山^{プサン}に事務所をつくり、同海域における海洋漂着ごみの問題を中心に対策を進めています。

富山海岸清掃

提供：(財)環日本海環境協力センター



東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)

2001年に本格稼働したEANETは、東アジア各国共通の方法による酸性雨モニタリングの実施とそのネットワーク化を目的としています。現在日本をはじめ韓国、中国をふくむ東アジアの13カ国が参加しています。

二国間環境協議

日本は、韓国、中国、ロシアとの間でそれぞれ環境保護合同委員会などの名で、両国の環境政策について話し合う場を定期的に設けています。また日中韓では、環境大臣会合も開催しています。

国際機関や基金の活動支援

分野横断的な取り組みを支援しています

これまで紹介してきた個別の条約や枠組みのほか、様々な環境問題に横断的に取り組む国際機関や基金があり、日本は積極的な支援を行っています。

地球環境ファシリティ (GEF)

GEFは、開発途上国や市場経済移行国が、持続可能な形で地球規模の環境問題に対応するために必要な資金を原則として無償で提供する制度です。生物多様性の減少、気候変動、国際水域の劣化、オゾン層破壊、土壌劣化、残留性有機汚染物質の対策などに資金を供与しており、日本は米国に次ぐ第2位の拠出を行っています。

国連環境計画 (UNEP)

1972年の国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」「環境国際行動計画」を実施に移すために設立された機関。広範な環境分野を対象に国際協力活動を行っています。

UNEP国際環境技術センター (IETC)

開発途上国および市場経済移行国に対して、環境上適切な技術提供を行うことを目的として設立

されたUNEPの内部機関です。日本の環境分野での国際貢献の一環として、1992年に大阪・滋賀に誘致しました。

イラク南部湿原環境管理支援プロジェクト

日本の拠出により、UNEPがイラク南部湿原の環境保全のために実施している環境適正技術を導入するプロジェクトです。

イラク南部 湿原

提供:UNEP

